

※この「高知県の図書館振興策(案)」は、平成 20 年度の高知県立図書館協議会で了承していただいたものです。協議会に提出したものに若干の文本修正を事務局で加えてあります（協議会で事前に了承していただいています）

高知県の図書館振興策（案）

1 高知県の図書館振興策の目的と課題

生活や仕事に役立ち、様々な学習や活動に生かせる図書館サービスを、すべての高知県民が受けることができるようにする。

そのために、次の課題の達成を目指す。

- (1) 地域による情報格差を解消し、読書環境の整備を図り、地域の活性化を支援する。
- (2) 図書館利用への障害を取り除く。
- (3) 県内図書館のサービス水準をレベル・アップする。

2 高知県の図書館振興における各課題の達成のための方策

- (1) 地域による情報格差を解消し、読書環境の整備を図り、地域の活性化を支援する。

(ア) 物流サービスを充実する。(事業の7本柱①ア、イ)

資料の予約(リクエスト)サービスのPRを各地・各所(行政機関、公の施設等)で行い、現在、行っている物流サービスのより活発な利用を図る。同時に、業務の簡素化・効率化を進め、業務量の増大に対応する。また、予約による資料相互貸借だけでなく、テーマ等によりパッケージした図書等を貸出す。さらに、サービス・ポイントも充実させ、移動図書館の定期的なサービスから、より継続的なサービスへの移行も視野に入れる。

(イ) コンピュータ導入の支援を行う。

高知県の図書館へのコンピュータ導入は進んでおらず、全国的にも低い水準である。コンピュータが導入されていないと、各図書館がどのような資料を所蔵しているのかが簡単にはわからず、物流サービスの利用の促進につながらない。

コンピュータ導入にあたっての考え方や準備・手続き・手順、必要な知識・ノウハウ、体勢、計画・仕様の決定、経費の検討等、相談に応じ、必要な人的支援を行う。また、県内全体での協力がしやすくコスト・パフォーマンスの高い協調性のあるコンピュータ・ネットワークの構築に向けて、研究調査する。

さらに、コンピュータ目録データ（MARC データ）を県内の図書館が県立図書館からダウンロードして利用できるようにし、全体での業務の効率化とコストの削減を図る。

(ウ) IT を活用する。

3 (3) で述べることを行い、県内図書館全体のレベル・アップを図る。また、コンピュータ未導入図書館の資料について、インターネット上で紹介を行ったりすることにより相互の情報共有を図る。

(エ) 図書館未整備地域のサービスの受け皿を育成していく。

図書館未整備地域については、最終的に、自治体が自らの意思で図書館サービスに取り組んでいけるように、県立図書館としてプロモートしていく。図書館サービスについて理解を持つ人を地元を増やす努力をし、受け皿を育成していく。既存の施設を有効に利用したり、キーパーソンとなる人や機関・組織等と連携をして、パビリオンのような図書館サービスを一時実施したり、本や読書に関係する催し物を開いたり、働きかけを行う。県立図書館にも窓口となる担当者を個々の自治体ごとに置く。さらに、未設置自治体向けのパンフレットやニューズレターを発行する。また、公共図書館のない市町村について、学校図書館を当面のサービス・ポイントにすることについて、市町村との協力のもとに、調査・研究、試行する。

(オ) 学校図書館支援・相互協力計画策定の支援を行う。(事業の7本柱①オ)

県立の学校・大学等は、高知県立図書館が自ら支援・相互協力計画を策定する。市町村立の小学校・中学校等は各市町村立図書館が支援・相互協力計画を策定・実施できるように、高知県立図書館が支援・協力し、相談に応じる。

(カ) 地域活性化支援を行う。(事業の7本柱②)

公共図書館が設置されている市町村においては、図書館ならではの地域活性化支援ができるように、計画・実施両面において、県立図書館が支援・協力する。公共図書館が設置されていないところでは、それに代わるところや市町村担当部署・機関等との連携のもとに、図書館ならではの支援を行う。

地域活性化に資する資料について県立図書館から市町村立図書館、団体等へ長期の貸出しを行う。

(キ) 市町村立図書館等が市町村の政策・施策・事業の構想・企画に役立つ情報・資料の提

供ができるように県立図書館が後方支援する。(事業の7本柱③)

市町村立図書館が設置されていない自治体については、それに代わる機関、組織、団体等を支援する。それも存在しない場合は、県立図書館が県・市町村の担当課・機関との協調の上に直接、支援する。

県・市町村の議員や職員が日常的に図書館等を利用し、情報・資料を活用した活動・業務が行えるように、研修等も活用しながらPRを進める。

(ク) 地域の資料を県と市町村で協力して収集する。いわゆる「郷土資料」に限らず、今、地域で発行されているミニコミ等も収集する。

(2) 図書館利用への障害を取り除く。

(ア) 県立図書館が自ら学習・実践する。

県立図書館自身が、図書館利用に障害のある方へのサービスを学びながら実践する。

(イ) 県内図書館等の障がい者サービス実施のための支援を行う。

県立図書館の学習・実践の成果を生かして、県内の図書館で、障がい者サービスを実施できるように、研修を行い、相談に応じる。また、必要に応じて、職員を派遣するとともに、インターネット等を活用して、日常的に情報交換等を行う。

(3) 県内図書館のサービス水準をレベル・アップする。

(ア) 県外の研修・実習へ職員等を派遣する。(事業の7本柱①ウ、エ)

高い水準のサービスを実践している県外の図書館へ県内の図書館職員等の人材を派遣し実習させる。また、研修等はほとんど東京・大阪に集中しており、明らかな情報格差・知識格差が存在する。このような研修にも派遣し、その成果を広めてもらう。

費用は県が負担できることを目指したいが、その他の方法についても柔軟に検討する。派遣する人材は十分精査する。

(イ) 研修、テーマ別研究会等を行う。(事業の7本柱①ウ、エ)

(ア) とともに、県内においても研修を行う。また、深く掘り下げたり、相互の情報交

換や一定の論議が必要なもの、要望のあるものについては、テーマ別研究会を行う。具体的には、「著作権」の運用、分類・目録、展示、PR、レファレンス、選書、児童サービスなどが考えられる。

さらに、館長や初任者に対する研修も行う。また、本に関する仕事をする人と情報・意見交換、協議、相互研修する場を作る。

(ウ) ITを活用する。(事業の7本柱①ウ、エ)

インターネットの Web サイトやブログ、Wiki、掲示板、メーリング・リスト、メール・マガジン等を、その特性に応じて活用し、研修・実習や自己学習の成果等を共有し蓄積できるようにして、図書館職員等の情報・知識水準の相互の底上げを図る。また、お互いの実践の報告を行い学びあうとともに、個々の図書館の運営・企画上の問題やレファレンスを県内図書館職員全体で考えていき、協力して解決にあたり、全体としてノウハウ・ドゥハウを蓄積していく。

(エ) 県立図書館職員が実地支援する。(事業の7本柱①ウ、エ)

IT の活用等では十分に解決できない課題は、県立図書館職員が現地に赴き、協力して解決に当たる。具体的には、図書館内のレイアウト、資料の展示の具体的方法、資料の選定のノウハウ、ブックリストの作成、読み聞かせ・ブックトーク、イベント・催し物の運営の実際等が考えられる。

(オ) 起業・創業・就業・経営支援プログラムを実施する。(事業の7本柱④、⑤)

高知県の場合、産業創出や雇用創出は重要な課題である。県立図書館のみならず、県内の市町村立図書館で連携・協力をして、資料や情報の提供を中心としたサービスを行う。具体的には、起業・創業・就業支援さらには、現在の産業の高度化に資する資料をセットにして各図書館を巡回させるなどのプログラムを実施する。また、すでに事業を営んでいる人を支援する情報・資料の提供も併せて行う。

なお、試験的なプログラムを県立図書館で先行させて実施したのち、市町村立図書館職員も含めたプロジェクト・チームなどによりプログラムを計画・実施していく。

(カ) 健康づくりプログラムを実施する。(事業の7本柱⑥)

高知県は高齢化の特に進んでいる県のひとつであるが、経験豊富な高齢者の存在は社会にとって有益であり、かつ、効率的でもある。そのため、高齢者が健康に暮らせるため、

また、現在、青壮年期の人が年をとっても健康でいられるために役立つ資料や情報の提供を図書館として行う。具体的には、資料のセットの巡回等を行うとともに、試験的なプログラムを県立図書館で先行して実施したのち、市町村立図書館職員も含めたプロジェクト・チームなどによりプログラムを計画・実施していく。

(キ) 資金獲得

図書館が資料を購入したり様々なサービスを展開するための予算はどの自治体でも不足しがちである。しかし、高知県が目指す全国市場でも競争力のある産業の振興や教育力の向上などには知的資源が欠かせない。従って、日常的に資料や情報を利用できる図書館サービスは必須である。このギャップを埋めるため、通常の予算によるもの以外の収入の道を図書館は考えざるを得ない。一方で、図書館利用は住民の資料や情報にアクセスし、利用する権利を実現していくために、図書館法で無料であることが定められている。このような条件で収入を増やしていくためには、図書館自らが広告媒体になるなど、新しい知恵が必要となって来る。このように地方自治や公共図書館の目的を損なうことなく、図書館の資金が獲得できる多様な方途を県立図書館だけではなく、県内市町村立図書館、関係者、及び、広告・PR等の専門家を含めて調査・検討・計画していける体制を整える。

(ク) PR・図書館利用促進

図書館利用については、いまだに、学生や研究者（研究家）の行くところ、教養を高めるところ、日常生活や経済とは無縁な文化的なところという先入観がある。図書館が研究の役に立ち、教養に資するものであり、文化的なところであるのは当然であるが、それだけでは図書館たりえない。図書館は地域社会の知的資源として、日常生活や仕事・産業にも役立つものでなければならない。いわゆる「本好き」や「知識人」だけでないすべての高知県民が日常的に図書館を使うようにPRしていく。また、図書館もそのPRにふさわしい内容のものに変えていく。

そのために、県民自身が高知県の図書館のあり方を図書館職員とともに学習し考えていくことができるための催しもの、集会等を行う。また、ホームページ、ミニコミなど広く県民全体に図書館をPRできる媒体を確保し、発信していく。

3 さらに検討が必要なもの

次に掲げる事項は、高知県の図書館振興に密接に関係するものなので、別途、市町村立図書館や関係機関、利用者、有識者等の参加も図りながら検討する。

(1) 子どもへのサービスと青少年へのサービス、さらに、学校(学校図書館)・大学との連携・支援

基本的に各市町村で政策を考えるものであるが、要望に応じ、その政策立案への支援を県立図書館として行う。また、県立学校・大学については、県立図書館として連携・支援策を全県的な視野に立って考える必要がある。さらに、県・市町村全体で共有すべき課題については、総合的な連携・支援策が必要である。

(2) 高知県の図書館振興を支える高知県立図書館のあり方

県立図書館の館内サービス体制も確保しながら、県全体の振興ができるようにするためには、組織や体制の見直しが必要である。

(3) 高知県の課題に応える県内図書館のあり方、高知県全体を見据えた県庁・他機関との連携協力

高知県の課題に応えるためには、県立図書館だけでなく、各地の市町村立図書館の取り組みも重要となる。市町村の課題と県の課題とがどのような関係にあるのか整理した上で、市町村の独自性は保ちつつ、県全体として効果的に連携していく必要がある。

4 この振興策の位置づけ

この振興策は、3年ごとに達成度合いを評価し、それに基づき改定するものとする。

5 高知県の図書館が目指す「日本一」

高知県の図書館がその投入や成果において、すぐに「日本一」を目指すことは、財政状況等を考慮すると現実的に不可能である。しかし、人的資源に限って言えば、質の高い司書等の確保は困難ではない。県、市町村、大学、学校、NPO等ともども、日本一学習する図書館職員・スタッフとなることを目指す。また、このように教育機関の職員・スタッフ自身が学習することの大切さを示すことによって、真の学力向上の模範となりたい。